

調査結果の概要

調査結果1: 住民への同報機能を有する無線システムの整備状況

調査結果2: 情報伝達手段の多重化／多様化の状況、新たな整備への意向

調査結果3: 防災行政無線の平時における運用など

調査結果1：住民への同報機能を有する無線システムの整備状況

- 住民への情報伝達を同報により行える機能を有する無線システムは東北管内で185の団体(81.5%)で整備され、その内の約9割が防災行政無線(同報系)。
- 東北管内における防災行政無線(同報系)の整備率は75.3%(171団体)であり、全国平均(78.6%:H29年度末現在)をやや下回る。
- 防災行政無線(同報系)のみの手段による情報伝達の一部世帯のみと回答した64団体については他の手段を併用することにより、全世帯への情報伝達を可能としている。

図1 同報機能を有する無線システムの整備状況

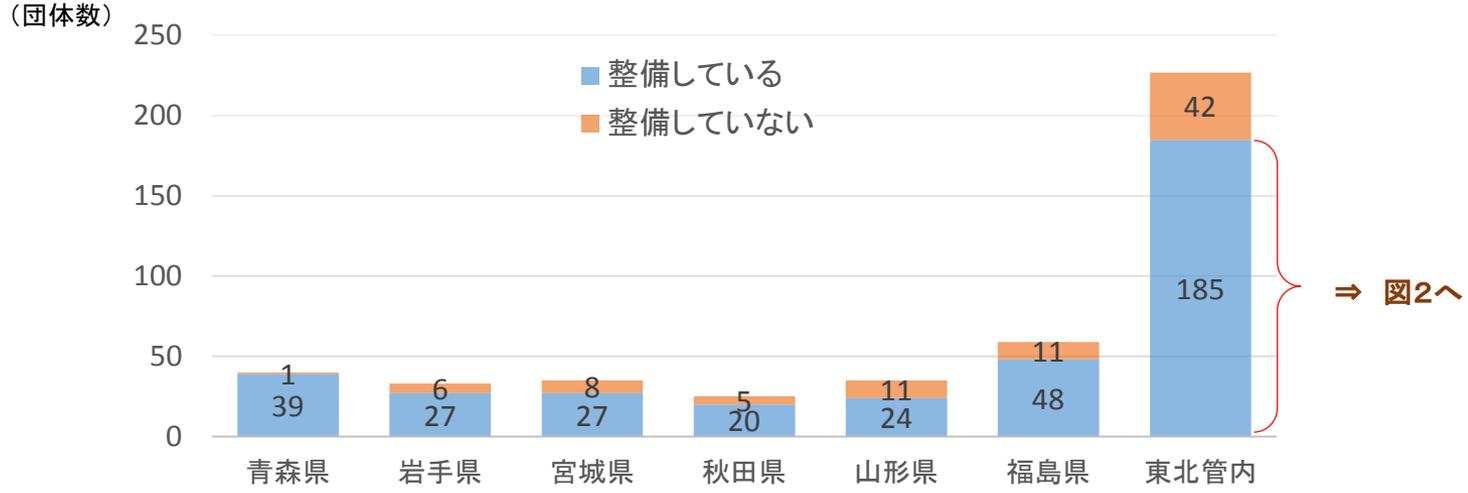


図2：同報機能を有する無線システムの内訳 (+防災行政無線のデジタル化方式への移行状況)

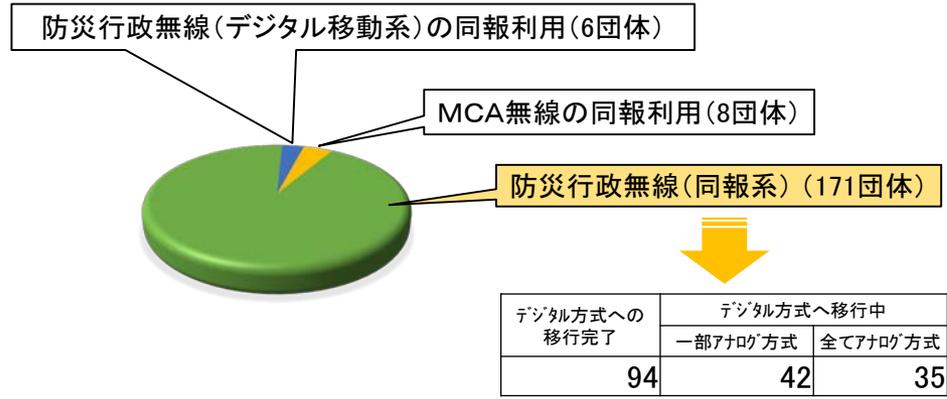
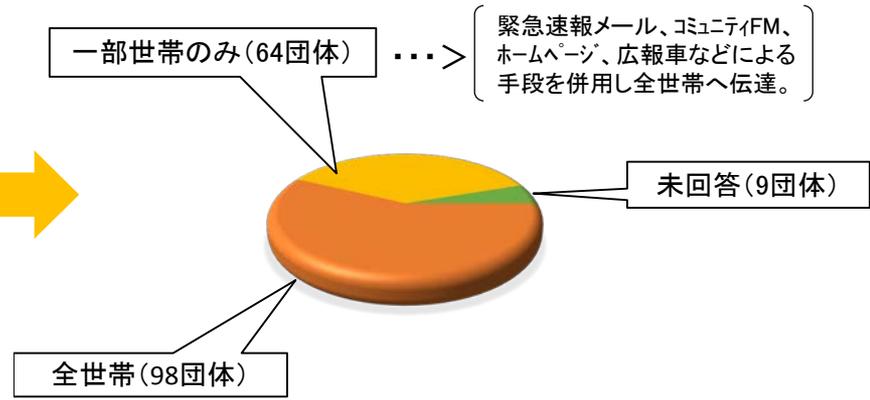


図3:防災行政無線(同報系)による情報の到達範囲



- ▶ 住民への情報伝達の手段とその形態(カテゴリ)により分類し、多様化／多重化の態様を把握。
- ▶ 多様化の状況としては、3～5種のカテゴリを備えている団体数が全体の9割近くとなっている。
- ▶ 多重化の状況としては、3～7種の手段を組み合わせる運用している団体数が全体の8割近くに上り、導入している手段としては緊急速報メール、広報車、防災行政無線(同報系)の順に導入率が高い。
- ▶ 新たな情報伝達手段としてICTの活用を検討している事案に対しては、当局からの適切な情報提供等、オーダーメイドかつpush型での支援に取り組むこととしています。

図4： 情報伝達手段の導入状況(管内全自治体)

カテゴリ	手段	導入団体数	導入率
同報系システム	防災行政無線(固定)	171	75.3%
	MCA無線の同報利用	8	3.5%
	防災行政無線(デジタル移動系の同報利用)	6	2.6%
電気通信サービス	緊急速報メール	191	84.1%
	ページャー	5	2.2%
放送・有線利用	コミュニティFM	44	19.4%
	有線放送	26	11.5%
	CATV	11	4.8%
インターネット利用	ホームページ	143	63.0%
	登録制メール	101	44.5%
	SNS	61	26.8%
	その他	39	17.2%
その他(※)	広報車	186	82.0%
	デジタルサイネージ	5	2.2%
	見回り	55	24.2%
	報道機関による広報	34	15.0%
	60MHz帯地域振興	3	1.3%
	エリアワンセグ	2	1.0%
	その他	105	46.3%

図5： 情報伝達手段の多様化／多重化の状況(管内全自治体)

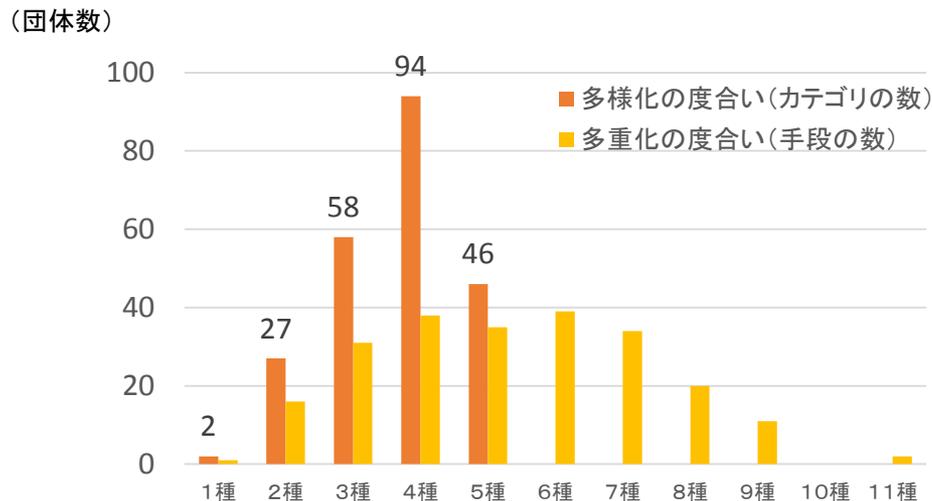


図6： 新たな情報伝達手段の導入を検討している団体

カテゴリ	検討している手段(団体数)
同報系システム	デジタル防災行政無線(11)、デジタル移動系防災行政無線の同報利用(8)、MCA無線の同報利用(1)
電気通信サービス	ページャー(4)、緊急速報メール(1)
放送・有線利用	コミュニティFM(1) CATV(1)
インターネット利用	ホームページ(4)、SNS(3)、登録制メール(1)、その他(1)
その他	広報車(4)、その他(1)

- 防災行政無線が、緊急・非常時又は災害時の利用以外にも、平常時に行政情報の通信を行えることについては、全体の9割以上の団体に認知されており、様々な行政情報の伝達に活用されている。
- 新スプリアス規格への適用に対する制度とその具体的な実施方法等について適切な情報提供等に取り組むこととしています。

図7： 防災行政無線の平時運用に対する認知度

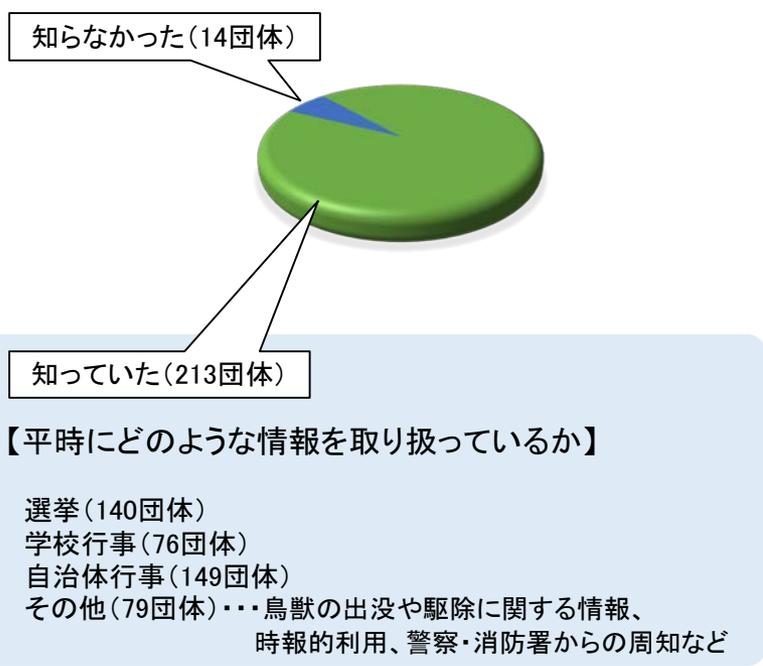
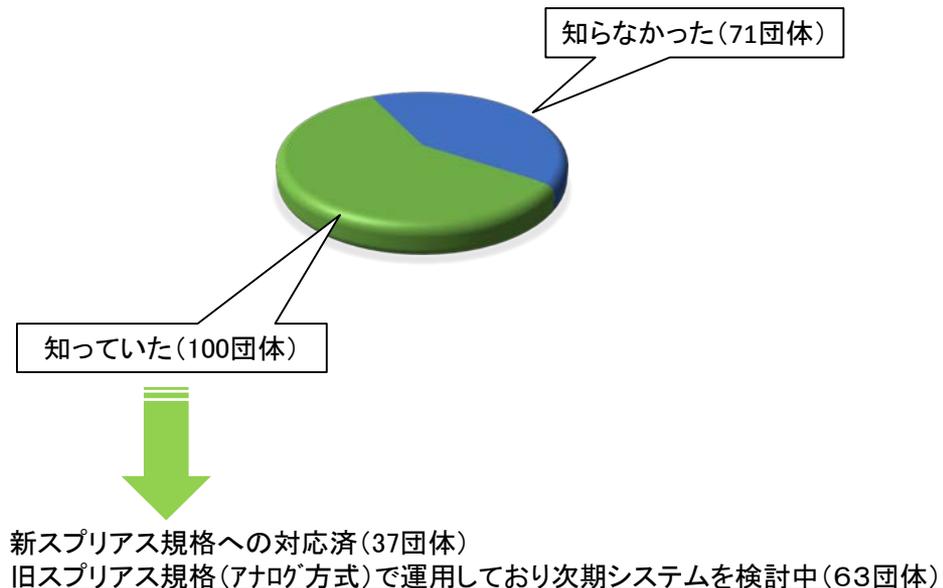


図8： 新たなスプリアス規格（※）の適用に対する認知度
(防災行政無線（同報系）の無線局免許を有する171団体に対し)



「新たなスプリアス規格」について

※ unnecessary radio waves (unnecessary radio waves) can be reduced as much as possible, and in order to maintain the radio wave environment, improve and promote the use of radio waves, the WRC (World Radio Conference) has revised the radio communication rules (RR) regarding the permissible values for the intensity of Splus emission of radio equipment. For old Splus specifications (including unknown ones), the use period will be limited to November 30, 2022.